

令和7年度第3回文京区地域福祉推進協議会 要点記録

日時 令和7年11月5日（水）午後2時00分から午後3時20分まで
場所 文京シビックセンター24階第1委員会室

<会議次第>

- 1 開会
- 2 議題
（仮称）若者計画の中間のまとめについて
- 3 その他

<地域福祉推進協議会委員（名簿順）>

出席者

【会長】

高橋 紘士

【副会長】

遠藤 利彦、高山 直樹、神馬 征峰

【委員】

井上 博和、細部 高英、土居 浩、谷田部 優、新井 悟、石樵 さゆり、
清水 健譽、木村 始、大橋 久、堀口 法子、早川 真、瀧口 美千代、
宮長 定男、佐々木 妙子、山口 恵子、早坂 隆、小倉 保志、
細谷 富男、西村 久子、武長 信亮、米倉 かおり

欠席者

【副会長】

平岡 公一

【委員】

諸留 和夫、弘世 京子、平井 芙美、原田 悠希、河合 直子、小山 忍、
泉田 信行

<事務局>

出席者

鈴木福祉部長、矢島地域包括ケア推進担当部長、多田子ども家庭部長、
川崎企画課長、熊倉ダイバーシティ推進担当課長、齊藤防災危機管理課長、
篠原福祉政策課長、瀬尾高齢福祉課長、鈴木地域包括ケア推進担当課長、
永尾障害福祉課長、坂田生活福祉課長、佐々木介護保険課長、
佐藤事業者支援担当課長、鈴木子育て支援課長、
富沢子ども施策推進担当課長、奥田幼児保育課長、足立子ども施設担当課長、
大戸子ども家庭支援センター所長、佐藤児童相談所副所長、
大武健康推進課長、小島予防対策課長、市川保健対策担当課長、

大塚保健サービスセンター所長、日比谷児童青少年課長、
木内教育センター所長

欠席者

矢内保健衛生部長、後藤国保年金課長、中島生活衛生課長、宮原学務課長、
山岸教育指導課長

<傍聴者>

2名

福祉政策課長：これより、令和7年度第3回文京区地域福祉推進協議会を開会いたします。

本日はお忙しい中、本協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日も、Zoomを利用したオンライン会議を併用して開催しております。Zoomでご参加の委員の皆様もどうぞよろしくお願ひいたします。

ここで、本日欠席の委員につきまして、ご報告いたします。事前にご欠席の連絡をいただいておりますのは、平岡公一副会長、諸留和夫委員、弘世京子委員、平井英美委員、原田悠希委員、河合直子委員、小山忍委員、泉田信行委員の8名です。

また、区側は、矢内保健衛生部長、後藤国保年金課長、中島生活衛生課長、宮原学務課長、山岸教育指導課長の5名となってございます。

本日の資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

なお、今回の協議会資料から、資料右下に大きい文字で、通しのページ番号がございますので、ご質問がある際にはその右下の大きな数字を読み上げていただけますように、どうぞよろしくお願ひいたします。

また、本日の会議につきましては、議事録を残しておりますので、ご発言いただく前に、団体名とお名前を名のってからご発言をお願いいたします。

これより議事に入ります。高橋会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

高橋会長：お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございました。どうも秋の気配と思ったら冬になってしまって、最近誰かが、日本もついに四季ではなくて二季になったと言っていた人がいて、そうだなと思いながら、また、青空もないなと思いながら、この24階から久しぶりに、外を眺めておりました。よろしくお願ひいたします。

若者計画は、初めてつくる計画ということで、相当事務局も苦労しながらおつくりになったということがよく分かります。それから、今日は計画の体系と計画事業の話を主に議論していただくわけですが、それを拝見していると、今までの対象別政策とはやや異にしていて、横串を刺すというか、いろんな部署が関係をしている。それをこういう若者計画というコンセプトでまとめたという、これはなかなか事務局さんのほうもご苦労なさったのだろう

と思います。

私の尊敬いたしますお亡くなりになりましたが、介護保険の創設に関わられた大森彌先生という東大の先生がいらっしゃって、彼はある講演で名言を言っておられました。横とつく言葉にはいい言葉がないと言うのです。横恋慕とか、よこしまとかね。ところが、縦という言葉はとてもいい言葉があって、真っ向から縦に切るというのはかっこいい。ところが、これからは様々な意味で横串を刺して、いろんな計画事業をやらなければいけない時代だから、行政の場合は、縦割りは昔から怒られる対象ですが、それをどう横にするかというのは行政のスタイルを変えていく必要がある。この事業のリストを拝見していて、本当にいろいろな部局がいろいろな形で関わっているのを、この計画として、一覧性のある筋の通ったもの、そして見直すという意味では大変学習効果というか、教育効果とすると、この計画はいろんな意味で、議会でこれから議論されるでしょうし、区民の皆様にも広報していく。

今日は今までの議論を踏まえながら、主に第5章の計画の体系・計画事業を議論していただくというのが事務局のお願いのようございますので、早速始めていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

子育て支援課長：【資料第1号、若者計画（中間のまとめ）】について説明。
高橋会長：ありがとうございました。

今の説明を基礎に、委員の皆様からご意見を頂戴したいと思います。子育て支援計画の中の若者計画は、初めての計画で、ここで言う若者は、おおむね調査を含めて39歳までです。

若者と言うときに、要するに年齢概念で取ると、もう一つは、子育ての事業も、今度は親の立場から見る話と、子どもは子どもの立場から見る話あって、そこら辺の整理が結構大変そうだということ。

調査でも、本当はもう少しいろいろクロス集計して、これはぜひ、次の計画にも役に立つと思うので、後で遠藤先生のご意見も伺わないといけないと思いますが、要するに20代、30代が一応対象だと。その場合に、幾つかの類型があるだろうという気がします。

一つは、福祉サービスの利用者として登場する若者と、社会教育、地域づくりの主役になってほしいという、若者。それから家族をお持ちで、就労の問題としていろいろ問題を抱えておられる若者。それで、これが厄介だと思いますが、文京区を頼りにしている若者と、区のことなど知らないといって、いわば地域性がない生活様式の若者もいる。大学生の場合は、小学校からずっと区で育ってきた地域の関わりの強い若者と、必ずしもそうでない若者もいる。そうすると、居住形態の話も絡んできて、家族と一緒に生活している方と、独立して生活している方、そういう類型論のようなものをどこかで、これは少し難しい話なので、ここでこうしようとは僕は言いませんけれども、各事業の意味を読むときに、これは誰を対象にしているのだという話になるので、そこら辺の配慮は、これからこの計画が年度で積み重ねていく過程の中で、いろいろ練っていただく必要があると思います。

おそらく議会辺りからも、それに類する質問は絶対出てくるのではないか。まさに文の京ですから、とにかく20代の若者は、とりわけ在勤、在住、通学も含めて、とても多い地域という、その特性も含めた何か議論も関心を呼び起す、そういう工夫がもう一つあるといいと思います。

ただ、それはないものねだりです。第1回の計画では、こういうことになるだろうと思いつつ、私から、失礼を顧みず発言させていただきました。ありがとうございました。

子育て支援課長：会長、ありがとうございます。

子育て支援計画の中に、この若者計画が内包されているので、会長がご指摘のとおり、すごく分かりづらい計画になっています。

もう一度、54ページをお開きいただけますでしょうか。

類型を大きく三つ分けております。54ページの大項目1が、充実したライフデザインの支援で、これが全ての若者、19歳から39歳の生活を向上させるための各事業となっております。

この中の、半分以上が子育て支援計画に載っている事業と、再掲という形に載っていますが、この若者計画に子育て支援計画に載っている事業を全て入れているわけではないです。今回、子育て支援計画から、この若者計画に移した事業の理由としては、特にお子さんをお持ちのお父さん、お母さんのレスパイト、例えば休息につながるような事業、そういうものを中心に、こちらには載せているところです。

また、会長から言われた部分でいうと56ページですが、例えば、福祉的要素が必要な若者につきましては、この大項目2にまとめております。この社会的自立への援助の小項目が二つありますが、全部で21事業、これが若者の皆様の中でも福祉的な事業が必要だというようなものを並べております。

最後の大項目3が、57ページになりますが、こちらは若者の皆様のさらなるステップアップが可能となる事業を、全部で23事業を並べているところです。

会長からご指摘があった、今回、若者全数調査で様々な結果が出ましたが、そこのクロス集計等は20ページから44ページまで、クロス集計の一部抜粋を掲載させていただいております。全て盛り込んでしまいますと、相当な冊子になりますので、クロス集計の一部は、子ども・子育て会議ですか、区議会の意見をいただいて、事務局で練らせていただいて、一部クロス集計の数字を掲載させていただいたところです。

説明は以上でございます。

高橋会長：はい、ありがとうございました。

委員の皆様のご意見を伺う前に、遠藤副会長にこの計画の部会のまとめ役としてご活躍いただきましたから、今日の議論も含めて、何かご発言がいただけると、とてもありがたく思います。突然の指名で恐縮でございますが、部会長として、こういうことに留意してほしいということがあるのでないかと。

いかがでございましょうか。

遠藤副会長：遠藤でございます。本日もオンラインということで失礼いたしました。

今、鈴木課長から、多岐にわたる計画事業について説明していただいたわけでございます。全部で77事業ということで、一つ一つ精緻に検討していくと、様々な問題がやはりまだ残っていること、前回、子ども・若者部会、10月17日に開催させていただきましたが、そこでもいろいろなご意見を頂戴したところです。

先ほど高橋会長からもお話がありましたように、多岐にわたるものですので、なかなか体系化された形で、それを頭で理解するというのが難しいものだということは、私自身もこのことに関わらせていただいて、常々感じているところです。

ただ、先ほど鈴木課長からもお話がありましたように、今現在は、3つの大項目で、1番目はライフデザインというところで、19から39歳という幅広い年齢層において、どのような形でそのウェルビーイングを高めていくかという柱と、2番目として、社会的な自立への援助ということで、困り感、生きづらさを抱えていらっしゃる方々に対して、どのようなことを区としてできるかということ、3番目といたしまして、自己実現の機会づくりという形で、3つの柱に沿って、一応体系化整理を、現在はさせていただいているところです。

ただ、これでも少しまだ分かりにくいところも多々あるかと思いますので、その辺りは、またご意見を頂戴しながら、さらに洗練させていくことができればと考えているところです。

さらには、19から39歳という、幅広い年齢層をターゲットにしたものですが、実際は、それをひとくくりで全て考えていいのかどうか。実際、アンケート、あるいは具体的にヒアリング、インタビューを通して、具体的な声、そういったところに關しても、いろいろとデータを収集しているところです。

そういう状況の中で、20代の方々のニーズと30代の方々のニーズというものが微妙に食い違っているところもあるような、そういったことも見えてきているところです。なので、先ほど、クロス集計を通して、言ってみれば、もう少しそれぞれの人が本当に欲しているものに対して、ちゃんと手が届くような事業ということの展開というお話もありましたので、そういったことも踏まえまして、今後、さらにこの計画を体系化し、整理することができればと考えているところです。

さらに、特にこれは2番目の柱の社会的自立の支援に関して、毎回、子ども・若者部会では、青少年健康センターの茗荷谷クラブのチーフスタッフの井利様にご参加いただいて、具体的にどういう形での支援、引きこもり支援、あるいは不就労、そういったものの、そういった方々の、言ってみれば、就労につながるような自立支援であったり、そういったことに関する

具体的に何ができるかということを文京区内で、問題を抱えていらっしゃる方々のリアルな声ということだけではなくて、全国様々な自治体で展開されている事業であったり、あるいはNPOで実際に実績を上げているような事業、そういうことのご紹介もいただきながら、具体的に効果が見込めるような、そういう計画を策定して、実現することができればと考えているところです。

基本的には、ひきこもり、不就労、あるいは孤立に関しては、実は一人一人抱えている問題が違うというところもあります。そういう個別性も含めながら、どういう対応をするということが望まれるのか、さらにデータの分析、アンケート調査のデータの分析、あるいは具体的に、皆様からご意見を頂戴する中で、それを計画の修正に生かしていくべきだと考えているところです。

あと、もう一点。私自身、考えるところというか、常々子ども・子育て会議、あるいは子ども・若者部会に参画しながら思ってきたところ、子ども・子育て会議、子ども・若者部会では、現在、この若者計画と子どもの権利擁護の条例の策定、2本柱で動いているということがございます。

当然、子どもの権利擁護ということに関しては、こども、乳幼児、児童生徒、具体的に様々な声を拾いながら、あるいは実際に様々なデータに基づきながら、文京区独自の権利擁護の条例の策定に向けて、かなり確実に歩みをしてきたというところがございます。

ただ、そういう計画が進んでくるにつれて思うようになったのは、実はそういう権利擁護の条例がしっかりと確立され、そして確立された後には、それを浸透させていく、その啓発というのが当然、必要になってくると思うのです。

けれども、実は若者計画が、実際にその効果、実効性を上げるために、実は次なる若者ということを、多分、我々は視野に入れておかなければいけない。少なくとも、今の児童生徒というのは、実はもう確実に数年後には、いわゆるその若者のカテゴリーに入っていくということを考えておかなければいけないわけであります。

逆に言えば、19から39歳というところの若者の、現実的に遭遇する可能性のある、生きづらさ、困り感、あるいはそういう孤立であったり、不就労とか、そのようなことに向けて、要するに子どもと言われている児童生徒たちをターゲットにしたような、やはり何かの取組をしていかないと、真にこの若者計画が効果を上げるということが、実は見込めないところもあるということを感じておりますし、基本的に今は独立した形で事業計画を推進しているところですけれども、その辺りの橋渡しのところも、この若者計画が、本当にこの区において、しっかりと何らかの効果というのを上げていくためには、考えていく必要があるだろうということを少し、個人的には思っているところもございます。

少なくとも、文京区には若者支援のための様々な取組があり、あるいは実

際にリソースがあるということ、これを若い段階から、児童生徒の段階から、文京区の中にあるということも、頭の片隅にでもそういうものが子どもの中にあると。言ってみれば、それが将来的な若者、現在の児童生徒が若者のカテゴリーに入ったときに生きてくるということも当然考えられるということも、少し思っているところです。

最後のほうはつけ足しになってしまいましたけれども、2つの事業を今進めている中で、本当であれば、やはりその辺りをリンクさせていくということが、現実的には非常に必要なのではないかということを述べさせていただいた次第です。

本日、せっかくの機会ですので多岐に、全然違う視点からでも、この若者計画についていろいろなご意見を頂戴できればと考えているところです。よろしくお願ひいたします。

高橋会長：遠藤先生、ありがとうございました。

大事な論点を幾つか提起していただいたと思います。これはむしろ事務局として拳々服膺していただいて、継続的にアプローチを考えていただく、そういう大事な視点がいただけたような気がいたします。

それでは、委員の皆様からご発言いただきますが、子ども・若者部会での審議に関わられた委員と、他の部会から見て、これをどう見るかという視点もおありでしょうし、区民のお立場としてどう考えるかと、様々なお立場があろうかと思いますが、自由にご発言をいただけたらありがたいと思います。

オンラインで参加していただいている委員の皆様は、発言がおありの場合は、手を挙げるというのが確かあったと思いますので、それを挙げておいていただいと、順次指名をさせていただきますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは、こちらの会場のほうから、細谷委員からお手が挙がっております。よろしくお願ひいたします。

細谷委員：公募委員の細谷富男です。

今回、第5章の様々な事業計画を出していただけに当たって、改めて3章のアンケート結果も、見ていると、先ほどの会長からご指摘あったように、クロス集計というか、幾つかのデータを掛け合わせてみると、今回有効回答率が20%ぐらいということでしたけども、P.28の比較的回答率が高い世帯収入の分布で掛け合わせてみると、19歳のこのカテゴリーの回答率が12%で、20から24歳が12.7%、25から29歳が18%で、30から34が23%、35から39歳が24.5%ということで、比較的年齢層が高いほうですが、回答率が高いということでもあるので、全体としてのアンケートデータをマクロで捉えて、今回の第5章の事業計画に反映させるに当たっては、先ほど会長がおっしゃったような形で、より丁寧な事業計画を推進する上では、またさらに詳細な意見を現場で聞いていくということが大事だろうということが、意見として申し添えておきたいと思います。これから実際に、その具体的なフレームをつくって

いく上ではという部分で。

このアンケート結果が全てとは多分捉えていないとは思いますけども、アンケート結果自体も若干偏りがあるという感じがしましたので、意見として申し添えておきます。

以上です。

高橋会長：ありがとうございます。

子育て支援課長：子育て支援課長の鈴木です。ご意見ありがとうございます。

今回、約7万人の全数の中から1万4,000人の方にご回答いただいた、20%ということで、やはり2割は決して高い数字ではございません。これまでも、若者を支援する団体ですとか、あと若者個別にオンラインで会議を開かせていただいた、この後には区民説明会、それからパブリックコメント等がございますので、そういうところでしっかりと意見は収集していきたいと考えています。

特に、今回1万4,000人の方からいただいた意見につきましては、クロス集計をさせていただいた、各事業に反映をするというよりかは、第4章で、48ページからですが、主要項目及びその方向性を文章で記載させていただいておりますが、この辺りの表現に特に注力をして、いただいた意見については、この文章で反映をさせていただいているので、この文章とそれに沿った計画事業を、この計画を策定した後も、しっかりと進行管理をしていきたいと考えております。ありがとうございます。

高橋会長：ありがとうございました。ほかに何かご発言がなければ。

神馬先生からお手が挙がっております。どうぞ、神馬先生、ご発言ください。

神馬副会長：よろしいでしょうか。

高橋会長：聞こえています。

神馬副会長：ちょっと通信状態が悪いかもしないので、声だけで参加させていただいている。

高橋会長：どうぞ、ご発言ください。

神馬副会長：2点あります。

最初は、4年間の計画事業量について、いろいろな項目について、何々を何件実施しますといった計画を立てられております。これはあくまでもインプットです。事業量を何件やったことによって、どういう成果が見込まれるのかというアウトプットについての記載があまりないと思われました。何々を何件することによって、何を達成しようとしているのか、その辺りはより明確になるとよいと思いました。

次に、2点目です。19歳から39歳の人たちを対象にされている点についてです。これは遠藤先生が最後に言われたことにもちょっと関連しますが、19歳と39歳の人たちだけにこの情報を発信しようとしているのか、それとも、その前の世代、あるいは39歳を超えた世代で、この19歳から39歳を見守ろうとしている世代の人たちに対しても、この情報を発信しようとしているの

か。どういう形で、誰に対してこの情報を発信する予定なのかという点についても教えていただければと思います。

高橋会長：どうぞ、コメントを。

子育て支援課長：子育て支援課長の鈴木と申します。ご質問ありがとうございます。

まずは、一つ目のアウトプットの部分ですが、この計画の中では、アウトプットまで示すのがなかなか難しいと事務局では考えているところです。

ただ、先ほど細谷委員にも申し上げましたが、今回、この計画事業77事業、19から39歳に該当する事業を一覧で、初めて横串を刺す形で並べてみました。

第4章で、全ての若者の皆様により充実した生活を送っていただくために、クロス集計、アンケート結果も含めて、こういったあるべき姿を文章にさせていただきましたので、この文章と77事業を、各課、取りまとめは私たち子育て支援課になりますが、この文章に倣った形で各事業が進んでいくように、しっかりと進行管理はしていきたいと思っております。なかなか数字で成果がどう上がったとか、示すのは各課でやっていただくことになると思いますが、この計画の中でお示しするのが難しいのですが、4章と5章をしっかりとリンクできるように、事務局で把握をしていきたいと考えております。

2つ目のご質問ですが、今回の計画、19から39歳ということで、特には当然該当している年代の方に、この計画をしっかりとご覧をいただきたいと思っておりますが、高橋会長、遠藤先生からもありましたけれども、これからこの19から39歳になる方、生徒児童といった方にもしっかりと届くように、どういった周知をすれば、18歳以下の児童生徒に届くのかは検討していきたいと思っております。

ただ、40歳以上も、この計画が関係ないかというと、対象は19から39歳ですが、今後、区民説明会、区報の特集号等々で周知をしてまいりますので、全ての文京区の区民の皆様に、しっかりとこの計画ができたということが伝わるように、周知は事務局で務めていきたいと考えております。

高橋会長：ありがとうございました。どうぞ、委員の皆様からご自由にご発言を。

それでは、西村委員、よろしくお願ひします。

西村委員：公募の西村でございます。

遠藤先生からもお話がありましたように、19歳以下の子どもたちも、そのうちすぐにまた19歳、若者の対象の世代に入っていくのは、もう目に見るよりも明らかであるということでございます。そこに対する支援について、第4章までの計画にのっとって、文京区は既に、仕事ができない人に対していろんな支援をするというような、それから、1回失敗しても、うまくトライアル就労していきましょうとか、いろいろな事業が開始されているようですが、私は、それも非常に、19歳から39歳までの人にに対する重層的な支援の方法としてはすばらしいことだと思いました。

もう一つ、また、先ほどの鈴木課長さんから、19歳以下の人に対する少しづつの掘り起こしをというお話をありました。その世代の人たちの問題として、教育支援センターというような、いわゆるひきこもりの人とか、学校に行きたくないとか、何か非常に困っている、もう本当に学校に行けないようなお子さんたちの、不登校の児童などを救うような、文京区でもやはり大きな問題として、これから残っていると思うので、そういう人たちを全てひっくるめて。児童相談所が新しく今年からできましたけれども、それに一緒にのっとってというか、もう同時に、もうその教育支援センターという、私たち老人が、老人の介護予防支援センターとか、地域福祉支援センターとか、非常にありがたい恩恵を受けておりますので、それに似たような教育支援センターみたいな形をどんどん取っていってほしいです。

若者にとって一番必要なのは、居場所だそうです。私がいるようなところがないのよという人が多いので、今いろいろパンフレットなどを見ていますと、後楽園にあるAQUABASEですね。そういうような何となく子どもが行きなくなるとか、行くとお友達と、何だか同じ雰囲気の人と話ができたとか、そこに自分が行きくなるような居場所をつくる計画は、既にもう立てていらっしゃるようです。

でも、こういうヤングの雑誌なんかを見ていると、ただ単なる地域でもってお祭りをしましょうとか、みんな集まって芋煮会をしましょうとか、何かマラソンごっこをしましょうとかって、そういうちょっとしたお祭り騒ぎのイベントはあるんですけども、ずっと困った子たちの居場所になるようなものは、まだできていないみたいなんです。今度、元町ウェルネスパークですか、ああいうものもきっと区では考えて、居場所の一つにするつもりでお建てになったのかなと思うのですけど、そういうものを。もう既に信州なんかでは、学校の教室を開放して、教育現場のスクールワーカーみたいな人がいて、そこで勉強もやるし、あなた好きなこと何なのって聞いてくれたり、カウンセラー的な人もそこにいて、何となくそこが居場所になるなと思うような子どもたちが寄ってくるという、そういう場所を、学校の教室を開放してつくっているというような話を聞きました。非常に困った50人の人が、半分の数の人が、何となくまたやる気になって戻ってきたというふうな事例もあるようなんで、信州に学ぶということはないけれど、そういうものをつくっていくような部署というのでしょうか、そういうものをちょっと含めていただければいい。

既に第4章までにあるような、若者にとっての就労というか仕事に対する、元に戻りましょうとか、仕事を熱心にやりましょうというような事業はどんどんと進んでいるように私はお見受けしているのですが、むしろそれと一緒に、もっと若い人たちのこれから行く末を考えると、もう少し低いところも見定めて、支援の内容を増やしていただけたらうれしいなと思っております。

高橋会長：はい、ありがとうございました。

木内さんから、教育センターのお立場でしょうか。はい、どうぞ。

教育センター所長：教育センター所長の木内です。貴重なご意見ありがとうございます。

委員がおっしゃった教育支援センターは、文京区においては、教育センターの中に、ふれあい教室という名称で実施しております。

ご心配のとおり、全国的にもそうですが、学校に行きづらいお子さんは、文京区においても年々増えている状況がございます。これに対して、分析を行っていますが、不登校に至る要因というのは様々で、学校や教育センターだけではなく、地域の居場所、今お話をありましたb-labや、児童相談所、子ども家庭支援センターなど、様々な機関と横串を刺し、連携しながら対応しているところです。

必要な施策については、その時々の状況に応じて、取組を充実させながら行っていますので、またお気づきの点がございましたら、ご意見をいただけますと幸いです。

高橋会長：はい、どうぞ。

児童青少年課長：児童青少年課長の日比谷と申します。

先ほど、居場所というところで、AQUABASEのお話が出ましたが、青少年の居場所づくりで、AQUABASEを今年5月から開設いたしまして、家庭と学校、第三の居場所というところで、主に中高生を対象とした事業を実施しております。

それまでも、湯島にあります青少年プラザ、こちらも中高生の居場所で、多くの中高生にご利用いただいているというのが現状です。

先ほど、地元のお祭りというお話を出ましたが、確かにイベント、主にもう少し年齢の対象が低い、小中学生を対象にしているようなイベントが多いですけども、違った側面で見ますと、そこに、例えばボランティアで中高生が参加するといった、その橋渡し役みたいなところも、青少年プラザが担っているところですので、中高生、これから若者計画の対象となる年齢の前の世代ではございますが、そういう世代を対象に取り組んでいるところです。

さらに、青少年プラザも、第二青少年プラザというところで、大塚に今建設中で、新たに令和10年度を目標に、新たな第二青少年プラザも事業を実施していると、拡大をしていくという方向で、今、取り組んでいるところでございます。

高橋会長：よろしいでしょうか。

西村委員：ありがとうございました。文京区の一番の欠点は、すばらしい計画がいっぱい、それから施設もすばらしいのに、それを皆さん知らないでいるというようなことをおっしゃる人もいるので、どうぞ、私は若者ではないので、それを知らないでいるのは当然かもしれないんですけど、若者が利用できるように、広く知らしめていただければと思っております。

ありがとうございました。

高橋会長：計画の非常に重要な役割は、見える化なんですね。区民の皆さん
はそれぞれの価値観で動いていて、それはどうなっているだろうという意味
では、情報提供型計画の側面が相当あります。

それから、発見と応援とよく言いますが、これはあまり区が応援しすぎると、交付金の使い方、補助金の話が出てくるので、大変難しいけど、やはりどう応援するかという話は、これから文化をつくっていく上ではとても大事なことです。そんなことを気づかせてくれるのは、見える化して、こう出ているからこそ、そういう発言がいただけるような気がしているものですから、ぜひ、区民全体、やっぱり議員さん、それから行政の担当者、ひょっとしてそういう部署に自分も異動する可能性があるとしたら、共通の常識として持っていく上で、それを見える化するために、計画があるということが、とても大きな役割を果たすだろうと。

そうすると、見せ方というのは、事務方でいろいろお考えいただくと、例えば今回の事業でも、どこの部署が所管しているというのは、大体リストを見ていると、本当に分野横断的だなということが改めて感じられますし、それもないものもあるという、そこら辺のことが、いろいろ学びの基になる計画という側面があろうかと思います。

それでは、オンラインで小倉委員から手が挙がっておりますので、ご発言よろしくお願ひいたします。

小倉委員：区民公募の小倉保志です。

ダイバーシティ推進事業の相談体制と、それから現状、ご苦労などを教えていただけないでしょうか。

資料59ページ、1-1-6、ダイバーシティ推進事業についてです。男女平等支援センターの相談は、割と以前からあるものでしょうけども、今回、若者へ向けて、この多様性を認めつつも共存するという社会をつくっていく、この相談や、支援など、物すごくナープで、また、行政が行うにはちょっと何かすごく大変かなと。旧世代の我々にはとてもなじみの薄いところかと思って、このダイバーシティの推進事業の相談体制、それから実情、ご苦労などを、この機会に教えていただけないでしょうか。

高橋会長：はい、どうぞ。

ダイバーシティ推進担当課長：ご質問ありがとうございます。ダイバーシティ推進担当課長の熊倉と申します。

今、相談業務のお話がございましたけれども、現在、男女平等センターで相談業務を実施しておりますけれども、男女平等センターに改修工事が入っておりまして、今、休館になっております。この間、男女平等センターの中の相談室で、様々な相談を受けておりました。

例えば、内容としては、自分自身の生き方、親子関係、内容によっては夫婦関係でのお悩みですか、いろいろな分野のお悩み、様々な世代の相談を受けておりまして、大体こちらの数字目標としても書いております1,100件程度を毎年受けていたところです。

改修期間中も別の施設で相談事業をやっておりまして、相談を引き続き受けています。対面での相談業務は、月水金という形で受けていて、また、若い方もより相談しやすくなるようにということで、LINEでの相談も受けていっているところです。

ただ、なかなか若者の相談件数が、それほどまだ多くはない状況ということで、今回の若者計画、19歳以上というところですけれども、今回、中学校の全体会議で、LINEの相談も随時受けていて、匿名の相談も対応できるということをアナウンスしたところ、中学生からの相談も幾つか受けていると聞いております。

相談体制としては、相談員が全6名おり、皆さんカウンセラーの資格を持っている方で、そのうちの2名は臨床心理士の資格を持っている方、こういった方が対応している状況で、継続的にこの相談業務をよりどころとして相談を受けているという報告も受けております。

こちらは改修期間中も引き続きやっており、件数としても、継続的に毎月数字は上がってきているところなので、引き続き対応は続けていきたいと考えております。

以上です。

高橋会長：ありがとうございました。よろしうございましょうか。

はい、どうぞ。宮長委員。

宮長委員：宮長でございます。

今日、会長から冒頭に縦割りと横軸の話があったので、私の方では整理のために聞いておきたいのですけれども。

そもそもこの若者計画を、進行管理も含めて所管課がやると思うのですけれども、総括的にこの若者計画を束ねていくところはどこになるのか。例えば、今日、名簿で配られている地域福祉推進本部が、引き続きずっと計画も、総括的な進行管理をやっていくということになるのかどうか。その点についてはいかがでしょうか。

子育て支援課長：子育て支援課長の鈴木です。ご質問ありがとうございます。

どこの会議体で進行管理をするのか、それはまた福祉部ともしっかりと協議はしていきたいと考えています。けれども、部・課としては、子ども家庭部の子育て支援課になります。

ただ、若者という新しい概念が今年度から入ってきましたので、役所の中の組織をどういった体制にすればいいかは、今検討しているところで、検討の結果が出ましたら、また必要な場面でご報告させていただきたいと考えております。

宮長委員：宮長でございます。

会長がいろいろ触れられましたけども、この若者計画は、単に福祉保健だけではなくて、例えば58ページに出てくるような、文の京若年者向け就職面談会と、いわば経済課という全然違うセクションが関わってくると、非常に難しい進行管理が伴うと思うので、やはりその辺のところは、これが実のあ

る計画として進行していくということのためには、庁内での体制、所管についての整理がかなり重要なのではないかなという気がします。

高橋会長：これは計画論の大問題です。要するに、計画とは基本的には目標があって、それを達成するための様々な手段を操作する。ある意味では経済計画は簡単です。要するに、インフレ率とか失業率とか、全部数字として、所得も含めて現れますから、まだまします。これが社会的計画になりますと、一つは行政計画として行政の達成度を測るというのは、何が可能かというと制度があるから可能です。要するに、介護保険事業計画、障害者、医療についても、それなりの、日本は社会保険医療でデータが出てきますから。

ところが、今度は新しい局面として、子育て支援、それから若者計画とかというと、今度はそこに住んでいる若者なり対象者の生活一般を相手にして、行政が何をしているか、区民はどんな活動をしているかを見渡す、それは先ほど見える化計画と申しました。そうすると、それは従来の計画の概念とかなり違うのですよね。

だけれども、これは一方で言えば、文京区の基本構想、基本計画と深く関わります。それぞれの制度計画は制度に預けておけばいいけど、若者という文京区民の、ずっと住んでくれればこれから扱い手だし、外へ行くかもしれない。

だけど、文京区で生活をしている間は、やっぱりそれだけの充実したもの を送っていただくということが、都民なり、国民なりの便益にも通じるという、そういう見通しの話もあるので、そこら辺は少し整理しながら区として、区の事業として、行政計画として何ができるのかということについては、ぜひ部会で、進行管理もこれからされるだろうと思うし、そういう組織もお作りになるようでございますので、分野横断的なものと、一つの支援対象に限ってやる施策と、かなりトーンが変わってくると思いますので、それを全部、地域福祉推進計画にしてまとめられるかどうかというのは、これから議論として、まだまだ成熟させていかなければならぬところがあろうかと思います。

まずは、チャレンジしていただいたわけですから、これを成案としてまとめていただいて、区民の皆様、区議会議員の皆様、区の様々な関係者の皆さんに理解を深めていただく、そのためのとても大事な成果だと思いますので、ぜひこれを実りある形でつくり上げ、これから事務局も、もう一踏ん張りだらうと思いますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

ちょうど予定していた時間が大体1時間ぐらいかと事務局とご相談していましたが、ここで何かご意見、ご発言があれば、最後にお受けいたします。

はい、どうぞ。

佐々木委員：慈愛会保育園の佐々木でございます。

先日、子ども・子育て会議で、パブリックコメントをするということで、皆さんにお配りしたものがありますけども、うちの園でも、小さな保育園ですが、一部の保護者の方たちに、少しでも協力していただこうと思って、

声かけをしているところですが、分かりやすくて、うまく整理されていて中身はとてもいいものです。

それで、これを本当に全部の親御さんに、今、19歳から39歳の話をしていますけど、そこに行く前の段階で、子供のときに、やはり人格形成ということで、親御さんが我が子をどう理解していくかって、とても大事なことだと思います。そこら辺の根っここの部分にあるところの大しさを、子どもの権利条約の文言を読んでいただいて、我が子をしっかり理解していただきたいと思っているのです。

せっかくあんなに立派なすばらしいものができたので、それをどう生かしていくかということにかかると思いますが、締切りが20日ぐらいでしたか、どの程度回収できるか、区報の下に、はがきとなっていましたけど、今、実際にどの程度回収されているのか、あれがどこまで配られているのか、それと、ほかに何らかの方法で、あの情報を、どの辺まで、どういう形で流されているのか、せっかくのものを何とか多くの人に生かしてもらえたらしいと思っているところです。

子ども施策推進担当課長：子ども施策推進担当課長の富沢と申します。よろしくお願ひいたします。

お話しいただきましたとおり、子どもの権利に関する条例につきましては、在勤、在住、在学の方も含めた区民の方からご意見をいただくパブリックコメントを実施しております。お話に出ました区報の特集号は、新聞折り込みで、新聞をお取りの世代の方にお配りしているところです。それから、区のホームページにもお載せしています。

あと、条例を解説するパネルをつくりまして、そのパネルの展示説明会、個々にお話を聞くような説明会という形で、11月6日と、9日の日曜日に、説明会も区役所の1階の展示室アートサロンで実施します。

また、パネルは、10月29日から11月4までの間、区民ひろばでも展示しており、広くお知らせしているところでございます。

あと、区報に載せた内容は、まさに条例の中身を解説するものになりますので、今パブリックコメント中ではございますが、その後も、内容につきましては、条例が出来上がった後も様々な形で周知をいたします。

4月から施行に向けて進めていますが、施行の後も、条例ができた後も、内容をいろいろな形に変えて、例えば小さい子向ければ、より分かりやすいパンフレットにする、あと、今だと動画を作ったり、いろいろなやり方があると思うので、届きやすい形に変えながら進めていきたいと、引き続き、条例を作つて終わりではなくて、ここからいかに知っていただくか、広めていくかということが大切かと思っていますので、そういう方向でもさらに進めていきたいと考えているところです。

佐々木委員：ありがとうございます。本当にせっかくいいものだから、生かしていただきたいと思っております。ありがとうございました。

高橋会長：はい、どうぞ。

子ども施策推進担当課長：パブリックコメントの回収、今までに集めているところなので、今の段階で何件とはなかなか申し上げられないところですが、集まった段階で、そのいただいた意見に対しての区の見解というのを添えた形で、またご報告する機会を設けますので、その段階でまたご覧いただければと思います。

高橋会長：ありがとうございました。

それでは、そろそろ予定していた時間でございますが、この計画そのもののこれから取り運びを最後に説明していただき、なおかつ事務局からご発言、最終的な、からのこの協議会の予定も含めてご発言をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

子育て支援課長：今後のこの若者計画のスケジュールを、もう一度ご説明させていただきます。

2ページに記載をしてありますが、11月議会で、この中間のまとめ、議会での説明をいたします。12月にパブリックコメント、区民説明会を予定しております。年明け1月に、子ども・子育て会議、子ども・若者部会、1月以降、2月にまたがるか分かりませんけれども、この地域福祉推進協議会等で最終案を固めさせていただいて、3月策定というスケジュールとなっております。

説明は以上です。

高橋会長：ありがとうございました。また質問等があれば、委員の皆様から適宜事務局にお願いすることにして、この議論はこれで今日は一区切りということにさせていただければと思います。

それでは、次の協議会等でも議論になるわけですが、今後の予定について、お願ひいたします。

福祉政策課長：本日も熱心なご議論をいただきまして、ありがとうございました。

今回の協議会の日程につきましては、また改めてご連絡いたしますけども、来年2月5日木曜日の14時から、こちらの場所で実施をさせていただく予定となっております。

通知文につきましては、また近くになりましたら送付させていただく予定でございます。

事務局からは以上でございます。

高橋会長：ありがとうございました。

2月というと、今年はどういう冬になるかという、そんな時期でございましょうが、本当に時期の経つのは早いものでございます。また年を明けてお目にかかるということですが、この間に部会はいろいろあるのですか。

子育て支援課長：はい。1月に予定をしております。また、介護や高齢者、障害の部会についても、またこの後あり、2月のご報告になるかと思います。

高橋会長：そんなことで、部会で皆さん動いて、ご意見をよろしくお願いをいたします。部会長さんにもいろいろお世話になります。

それでは、今日はこれで終わりということで、ありがとうございました。

以上